

総行住第 27 号
令和 8 年 3 月 9 日

各都道府県住居表示担当部局長 殿
各指定都市住居表示担当部局長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

街区方式による住居表示の実施基準の一部改正について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づく住居表示の実施について必要な技術的基準については、「街区方式による住居表示の実施基準」（昭和 38 年 7 月 30 日自治省告示第 117 号。以下「実施基準」という。）が定められており、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、実施基準等を踏まえ、地域の実情に応じて、住居表示を実施されているものと承知しております。

今般、法第 8 条第 1 項に規定する表示板の設置について、「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）において「街区表示板の設置（8 条 1 項）については、市区町村の事務負担を軽減するため、告示を改正し、設置場所等に係る基準を緩和することについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたこと等を踏まえ、実施基準を下記のとおり改正することとしました。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村（指定都市を除く。）に対してこの旨を周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正事項

- 1 法第 8 条第 1 項に規定する街区表示板の設置について、従来、各街区の角付近の建物等の適当な箇所又は標柱にはりつけることとしていたところ、各街区の少なくとも一の建物等の適当な箇所又は標柱にはりつけることとしたこと。これにより、従来、1 街区当たり 4 枚程度の設置が必要とされた街区表示板について、改正後は、1 街区当たり少なくとも 1 枚の設置で足りることとなる。
- 2 街区表示板の寸法について、原則である旨を明記し、市町村において適当な寸法を判断することを可能としたこと。
- 3 街区表示板に併せてローマ字を表示する場合のつづり方について、「一般の社会生活において現代の国語を書き表すためのローマ字のつづり方のよりどころ」（令和 7 年 12 月 22 日内閣告示第 4 号）の制定に伴い、同告示によることとしたこと。

第 2 施行期日

この告示は、公布の日（令和 8 年 3 月 9 日）から施行するものとする。

第 3 補足事項

表示板の材質については、実施基準において「街区表示板は、容易に腐朽し、又は褪色しない材質」と規定しているとおり、当該規定を満たすものであれば、市町村の判断により、維持管理の負担軽減及び住民の安全性向上に資する材質とすることは差し支えないこと。

【担当】

総務省自治行政局住民制度課
手塚係長、杉浦主査、小鴨事務官
03-5253-5517（直通）